

## 不登校児童生徒を支援する民間事業者についてのガイドライン

不登校児童生徒については、当該児童生徒が社会的に自立できるように様々な努力や支援が行われているが、市内の不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、喫緊の課題となっている。

こうした中で、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月14日公布）や同法7条に基づく基本方針が文部科学省より示された。

また、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」と示されている。

これらの法令や通知を受け、本市においても「不登校児童生徒を支援する民間事業者についてのガイドライン」を設けることとする。なお、本ガイドラインは学校長が、当該児童生徒にとって民間施設等の活動が要件を満たしているかを総合的に判断するためのめやすを示すものである。

### 1. 民間事業者の要件

#### (1) 実施主体について

- ①法人、個人を問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識または経験を有するとともに、その指導に熱意を有していること。また、社会的信望を有していること。
- ②不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ③入会金、授業料（月額・年額等）が明確にされ、保護者等に情報提供が適切になされていること。

#### (2) 設備等について

- ①学習・心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な設備を有していること。
- ②保健衛生面、安全面及び管理面において適切な設備を有していること。

#### (3) 相談・指導について

- ①児童生徒の生命、健康及び人格を尊重した相談や指導が行われていること。
- ②情緒的混乱、情緒障がい及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れにあたっては面接を行うなどして、当該児童生徒の特性や状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒の特性や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、児童生徒の社会的自立をめざした活動内容であること。
- ④ICTを活用した学習活動等に取り組む際には、オンデマンド配信のみではなく、スクーリングや訪問等をはじめとした対面による指導が適切に行われることを前提とすること。
- ⑤受け入れにあたっては、学校との連携及び児童生徒や保護者との面談を実施するなど、対象児童生徒の状況の把握等を適切に行う協力体制が構築されていること。

- ⑥児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供が適切になされていること。
  - ⑦体罰やセクシュアルハラスメントなどの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
  - ⑧施設内はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、災害や防犯に関する訓練が実施されているなど、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。
- (4) スタッフについて
- ①相談・指導を行うスタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
  - ②専門的なカウンセリング等の方法にあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。専門知識と経験を備えたスタッフがいない場合は、大学、医療機関等と連携が図られていること。
- (5) 学校や教育委員会、家庭との連携について
- ①児童生徒のプライバシーに配慮の上、次に掲げる事項について民間事業者から学校及び教育委員会に情報提供が行われていること。ただし、民間事業者における児童生徒の情報を学校等に提供することについて、児童生徒や保護者にあらかじめ説明し承諾を得ること。
    - ア 施設への入所、退所に関する情報
    - イ 出席状況や学習その他の活動の状況
    - ウ 相談・指導経過等に関する情報
    - エ 家庭を支援するための情報
    - オ その他で必要と思われる情報
  - ②学校と事業者が相互に児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を定期的に交換するなど、学校・教育委員会との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
  - ③施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 2. 出席扱いの要件

不登校児童生徒が民間事業者による施設において相談・指導を受けるとき、次の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、学校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 民間事業者が、このガイドラインの掲げる要件を満たしていること。
- (2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (3) 民間事業者による施設に通所または入所（定期的・継続的な利用）をして相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校長が教育委員会と十分な連携をとり、民間事業者による施設における相談・指導が義務教育制度を前提としつつ、個々の児童生徒にとって適切であると判断できること。